

1 土地利用の基本方向

(1) 土地利用の基本方向

①土地利用の基本理念

大阪の土地利用の特性として、古くからの人口、産業の集積やインフラ等の都市基盤の充実、豊富な歴史・文化資源や、観光資源、都市と周辺山系や大阪湾等自然との近接などが挙げられます。

これらの土地利用の根幹的な特徴及び国土利用計画法第2条の理念を踏まえ、「土地利用の基本理念」は以下のとおりとします。

これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する

②土地利用の将来像と基本方針

大阪を取り巻く様々な社会・経済情勢を踏まえ、その課題解決に向けた土地利用において目指すべき「将来像」を設定し、その実現に向けて取り組むべき「基本方針」を示します。

また、それぞれの基本方針は複合的な効果を有することから、複数の将来像に寄与することに留意します。

②-1【将来像1：にぎわい・活力ある大阪】

基本方針 a. 人・企業を呼び込む質の高い都市の形成

大阪・関西が強みを有する環境・新エネルギー産業や健康・医療研究機関を強化するため、税制・金融の措置や規制緩和の実施等により、これらの成長産業の集積を促進します。

大阪から付加価値の高い技術・製品を数多く生み出し、ハイエンドなものづくりを推進するため、イノベーションを先導する企業や人材等を呼び込むとともに、これらを支える世界有数の高い技術を持つものづくり産業や多様な地場産業の集積を活かした土地利用を誘導します。

第二京阪道路・大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等では、高い立地ポテンシャルを有効活用するため、周辺環境に十分に配慮し、工場・流通業務施設・商業施設等、地域や企業の立地ニーズに対応した適切な産業系土地利用を促進します。

企業及び地域ニーズを踏まえた企業立地を誘導し、特に女性の就業率の向上に効果的な職住近接により、効率的な都市経営が進む土地利用を促進します。

基本方針 b. 大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化

大阪は都心から放射状に広がる鉄道沿線等に都市機能が集積した市街地が連担して一体の都市を形成し、府県を越えた都市構造を有しています。

また、都心だけでなく特定機能病院、大規模な文化施設や大学等の高次な都市機能が道路や鉄道でネットワークされ、さらに、総合病院や教育文化施設、大規模な商業施設や官公庁施設等の中核市レベルの都市機能に、鉄道・バス等の公共交通でアクセス可能な都市構造を有しています。

このようなネットワーク性の高い都市構造の特性を活かし、更にネットワーク性を強化するとともに、人が集まり、にぎわい・活力が享受できる土地利用を進めます。

アジアの活力を取り込み、都市の競争力を高めるため、人流の拡大に資する鉄道ネットワークの充実や、物流の拡大に資する阪神港及び関西国際空港の機能強化や環状道路等のネットワークの強化を促進します。

都心部では、質の高い商業、業務、ホテル等の都市機能の集積を活かし、都市再生特別地区等の活用により更なる土地の有効・高度利用を促進するとともに、みどり空間の整備を促進します。

一般市街地では、密集市街地の防災性の向上や再開発ビルの再生など、都心にも自然にも近く、多様な暮らしを選択できる土地利用を促進します。

郊外住宅地では、都心で得られない多様な魅力を付加し、定住性の向上等に資する土地利用を促進します。

集落地では、集落内や隣接または近接した空き地等を活用するなど、集落機能の維持や地域の活性化に資する土地利用を促進します。

周辺山系では、貴重な自然環境を維持・保全するとともに、水源かん養機能や土砂災害に対する安全性の確保を推進します。

道路・河川・公園・下水道等の都市基盤施設については、アセットマネジメントを意識した上で、既存ストックも活かした効率的かつ効果的な整備を図るとともに、適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行空間・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを推進します。

②-2【将来像2：みどり豊かで魅力ある大阪】

基本方針 a. 都市の格を高める魅力ある都市空間の創造

大阪の都心には、「水の都」を象徴する都市景観、大規模なエンターテインメント施設があり、他の地域においても、百舌鳥・古市古墳群等の歴史・文化資源、多彩な食文化等の豊かな観光資源を有します。

これらと近隣府県の世界遺産等の豊富な観光資源との連携等を進め、国際的なエンターテインメント都市にふさわしい都市の魅力を創造・発信します。

また、自然や歴史・文化施設と調和した街並みの形成、農地の多面的機能を活かした都市と農が調和した豊かな空間の形成、エンターテインメント機能を備えた魅力あるウォーターフロントの創出等、多様な魅力を備えた都市空間を創造します。

都市における生活の質を高めていくために、これまでの都市づくりで蓄積された良質なストックを効果的に活用し、多様な主体の参画により、快適な歩行空間の形成やにぎわい空間の創出など道路空間等の再配分や都市マネジメントの推進等、地域の魅力向上に繋がる都市づくりを促進します。

基本方針 b. 環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成

良好な都市環境を創造するため、農空間を保全し、その多面的な機能を活用した都市づくりを推進します。

都市のみどりは、美しい都市景観の形成、うるおいある空間の創出、防災性の向上等に資するだけでなく、新たな交流ももたらすなど、多面的な機能を有します。これらの機能を発揮させ、都市の魅力を高めるため、良好なみどり空間を創出します。

「みどりの大阪推進計画」に基づき、周辺山系やベイエリアの豊かな自然が街をつつみ、それらの自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、都市公園をはじめとする緑の拠点や緑道や街路樹などでつなげられるみどりのネットワークを形成し、緑視効果の高い実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和につながり、海と山をつなぐみどりの軸線を形成します。

環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。

このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などの促進、エネルギー利用効率の高い都市の形成とともに

に、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進します。

また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント等マイカー利用の抑制、公共交通機関や自転車の適切な利用を進め、より効率的な移動を実現する環境負荷の少ない土地利用を促進します。

CO₂の吸収源対策として、木材の利用促進を図るとともに、手入れの遅れている森林に対しては、多様な主体が連携し、森林の質の向上を目指し、間伐等を行います。

また、健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全や府民が実感できるみどりを創出するとともに、海と山をつなぐみどりの軸線の形成や、防災機能も併せ持つグリーンインフラの取組を推進します。

里山や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。

健全な水循環を構築するため、水源かん養機能の維持・向上に資する農地・森林等の適切な保全や、公共用水域の良好な水質を確保するため、下水の高度処理、合流式下水道の改善等を推進し、汚濁負荷量を削減します。

②-3 【将来像3：安全・安心な大阪】

基本方針 a. 災害に強い都市の構築

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震では、これまでの想定を超える地震・津波により甚大な被害が発生しましたが、様々な自然災害を全て防ぐことは困難であることから、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて都市の防災機能を強化していくことが重要となります。

自然災害等のリスクの事前公表を行い、府民や企業等と共有するとともに、被災時の迅速かつ円滑な都市の復興を進めるため、災害直後に企業が適切に業務を

継続できる BCP（事業継続計画）や地域コミュニティを活かし防災活動を推進する地区防災計画の作成、農地や公園等の貴重なオープンスペースを防災空間として確保するなど、防災・減災の取組を実施し、平時からの事前の備えを着実に推進します。

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震や上町断層帯地震等の直下型地震による災害リスクを低減させるため、建築物の耐震化や防火・準防火地域の指定の拡大、防災街区整備地区計画の活用を検討するなど、市街地の不燃化を促進するとともに、密集市街地の防災性の向上を図ります。

洪水や津波・高潮等の災害リスクに対し、雨水幹線の整備や防潮堤の液状化対策など、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等を整備・強化します。

都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全・活用により、雨水の河川・下水道への流出を抑制します。また、山麓部においては流木対策等により、土砂災害などの未然防止に努めます。

災害リスクの高い地域では新たな市街化を抑制し、安全な地域への住宅系及び産業系土地利用の誘導に努めます。災害リスクの高い既成市街地では、現状の災害リスクを踏まえ、より安全性の高い地域や建物への規制・誘導に努めます。

広域災害が発生した場合、その被害の起こり方によって、大阪は支援をする場合（応援）もあれば支援を受ける場合（受援）もあるため、代替性の確保（リダンダンシー）等の観点から、それぞれの場合に応じて必要となる広域緊急交通路や広域防災拠点等を想定した機能を強化します。

道路ネットワーク整備による防災拠点へのアクセス道路網の代替性を確保します。

基本方針 b. 誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成

核家族化や単身世帯の増加等による家族形態の多様化や ICT の進化等によるライフスタイルの変化に対応するため、生活者の多様なニーズに応じた都市機能を

整え、そのアクセス性を高めることで、高齢者をはじめ、あらゆる人が健康で安心して快適に住み続けられる生活環境を形成します。

郊外住宅地では、ゆとりのある豊かな居住環境、自然との近接性等の特性を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境を創出します。

公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や鉄道駅や道路等のバリアフリー空間の形成を促進するなどユニバーサルデザインに配慮した土地利用を促進します。